

**大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）に係る
道路及び河川における利便増進に関する協定の締結について**

市では、大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）（以下「津波復興拠点区域」という。）のエリアマネジメントを推進するため、同区域内の道路及び河川等に関して、官民連携による公共施設の維持管理体制の構築及び賑わい形成を一体的に進め、高質かつ効率的な管理及び活用を実現することを目指し、平成31年3月19日付けで、道路管理者岩手県、河川管理者岩手県、道路管理者大船渡市及び都市再生推進法人との四者間で協定を締結しました。

1. 協定締結者

- ・道路管理者 岩手県（大船渡土木センター道路整備課）
- ・河川管理者 岩手県（大船渡土木センター河川港湾課）
- ・道路管理者 大船渡市（建設課）
- ・都市再生推進法人（株）キャッセン大船渡（※）

※ 都市再生推進法人は、都市再生特別措置法第118条第1項に基づく行政の補完的機能を担い得る公的なまちづくり法人です。

2. 対象施設

津波復興拠点区域内及びその周辺に位置する道路及び河川（別紙のとおり）

3. 協定に基づく取組み

都市再生推進法人	①日常的な清掃活動の実施 ②歩行者等の利便増進に資するサイン・ベンチ・植栽等の設置・管理（以下「利便増進施設」という。） ③その他道路及び河川の高質かつ効率的な管理及び活用に関して必要な取組み ※ 上記取組みにあたっては、津波復興拠点区域のエリアマネジメント活動の一環として行います。
道路及び河川の各管理者	①日常的な清掃活動に対する協力（機械器具の貸与、処分困難なゴミの処分等） ②道路又は河川を活用した賑わい創出イベント等への協力 ③その他道路及び河川の高質かつ効率的な管理及び活用に関して必要な取組み

4. 協定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、2年目以降については、1年間の取組み状況を踏まえて、協定の内容等を見直します。

協定の対象となる道路及び河川



対象施設	施設名称	管理者	施設名称	管理者	施設名称	管理者		
	①	県道丸森権現堂線の歩行帯・植栽帯	岩手県	⑦	市道須崎川右岸6号線の歩行帯	大船渡市	⑬	市道茶屋前13号線の歩行帯
②	二級河川須崎川の河川区域	同上	⑧	市道須崎川右岸7号線の歩行帯・植栽帯・隣接法面	同上	⑭	市道茶屋前12号線の歩行帯	同上
③	河川管理用道通路(公園隣接)の歩行帯	同上	⑨	市道須崎川左岸5号線の歩行帯	同上	⑮	市道茶屋前山馬越線の歩行帯及び植栽帯(南側)	同上
④	市道野々田川口橋線の歩行帯・植栽帯	大船渡市	⑩	市道須崎川左岸6号線の歩行帯・植栽帯・隣接法面	同上	⑯	市道茶屋前11号線の歩行帯(南側)	同上
⑤	市道茶屋前野々田線の歩行帯・植栽帯	同上	⑪	市道須崎川左岸7号線の歩行帯・植栽帯	同上	⑰	—	—
⑥	市道大船渡駅前2号線の歩行帯・植栽帯・隣接法面	同上	⑫	市道茶屋前14号線の歩行帯	同上	⑱	—	—